## (4) 旧氏併記の申出 - 令和 4 年改正

①会社の代表者は、取締役・監査役・執行役・会計参与・会計監査人・清算人の一の旧氏(記録すべき氏と同一であるときを除く。) を登記簿に記録するよう申し出ることができる(規81021)。

※従前は婚姻前の旧氏のみを併記の対象としていたが、令和4年の改正により、養子縁組前の旧氏や、離婚後婚姻中に称していた旧氏等も併記可能とした。「<u>申出</u>」とされており、行政サービスの一環にすぎず、登記申請行為ではない。したがって、当該申出自体に登録免許税が課されているわけではない。また、従前は、登記を申請することなく、当該申出のみを行なうことはできなかったが、改正により登記の申請時以外の申出も可能とした。

cf. 本人確認証明書と異なり、「会計参与」「会計監査人」「清算人」も対象となっている。

### 【取締役・代表取締役の重任登記の申請と同時に申出がなされた場合】

役員に関する 事項	取締役	山田花子	
			令和5年6月30日重任
	取締役	川村花子(山田 <b>花子)</b>	令和5年7月3日登記
	大阪市中央区	<u> </u>	
	代表取締役	山田花子	
	  大阪市中央区	2000	令和5年6月30日重任
	代表取締役	川村花子(山田花子)	令和5年7月3日登記

### 【旧氏記録の単独の申出がなされた場合】

役員に関する 事項	取締役 山田花子	
		氏の記録に関する申出
	取締役 川村花子(山田花子)	令和5年7月3日登記
	大阪市中央区〇〇〇〇 代表取締役 山田花子	
	1、衣以称仅 四田化丁	
	大阪市中央区〇〇〇〇	氏の記録に関する申出
	代表取締役 川村花子(山田花子)	令和5年7月3日登記

登記申請と**同時**に旧氏併記の申出を行う場合は、以下の登記申請と同時に 行う

- ⇒<u>申請書に申出事項を記載</u>するか、<u>別途申出書を提出</u>する
- ※この場合、申出はこれらの登記の申請人が行う。
- a設立登記
- b清算人登記
- c 取締役・監査役・執行役・会計参与・会計監査人の<u>就任登記</u>
- d 取締役・監査役・執行役・会計参与・会計監査人・清算人の<u>氏の変更</u> の登記

- ②申出の方法
  - a 会社の代表者は、申出書に必要事項を記載し、必要な書面を添付する。
  - b <u>申出書</u>又は<u>委任による代理人の権限を証する書面(委任状</u>)に当該会社の 代表者が<u>登記所に提出している印鑑</u>を押印しなければならない(規81の2 Ⅲ Ⅲ Ⅳ)
  - c <u>**登記の申請と同時に行う申出</u>は、<u>オンライン</u>によりこれを行うことができる (規101 I ① の 2)**</u>
- ③申出書に記載すべき事項 (規 81 の 2Ⅱ)
  - a 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先
  - b旧氏を記録すべき役員等又は清算人の氏名
  - c 上記 b の役員等又は清算人について記録すべき旧氏
  - d代理人による申出の場合は、代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並び に代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名
  - e申出の年月日
- ④申出書には、以下の書面を添付しなければならない(規 81 の 2Ⅲ)
  - a 記録すべき旧氏を証する書面(注)
  - b代理によって申出をする場合は、当該代理人の権限を証する書面
  - (注) 併記しようとする <u>旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載</u>がある戸籍に至るすべての戸除籍謄抄本等

初めて旧氏を記録する場合には、住民票やマイナンバーカード、運転免許証に既に併記されている旧氏と同じ旧氏の併記を希望すると きは、これらの写しでも足りる。

⑤旧氏の記録を希望しない旨の申出

⑥登記簿 (閉鎖した登記事項を除く。) にその役員等について 旧氏の記録がされていたことがあるときは、最後に記録されていた旧氏より後に称していた旧氏に限り、登記簿に記録するよう申し出ることができる (規81の2 I 後段)

山田 ⇒ 川村
↓

重任登記に旧氏の記録あり

取締役 川村花子 (山田花子) 重任
↓ その後

旧氏の記録を希望しない旨の申出
↓
再度「山田」を旧氏として記録するよう申出不可

山田 ⇒ 川村

重任登記に旧氏の記録あり

取締役 川村花子 (山田花子) 重任

→ その後

旧氏の記録を希望しない旨の申出

↓
「鈴木」で重任登記
「川村」を旧氏として記録するよう申出OK
取締役 鈴木花子 (川村花子) 重任

⑦ <u>旧氏が記録された</u>役員等又は清算人の<u>氏の変更</u>の登記の申請があった場合
 →登記官は、<u>当該旧氏と登記簿に記録すべき氏</u>とが<u>同一</u>であるときは、<u>旧氏を記録しない</u> (規81の2 Ⅵ)

①婚姻の際に氏を変更

→ 川村

②氏名変更登記と同時に旧氏併記の申出
川村花子 (山田花子)

→ ③離婚・復氏
「川村」から「山田」に氏の変更登記

→ 記録されている旧氏「山田」と今回登記簿に記録すべき
氏「山田」が同一であるため旧氏「山田」は記録しない

®会社の代表者は、当該会社の登記簿に<u>旧氏の記録がされている者について氏の変更の登記がされた</u>場合には、<u>登記簿に記録がされている旧氏</u>を<u>当該変更の登記の直前に称していた旧氏</u>に変更するよう申し出ることができる(規81の2Ⅶ)

①婚姻の際に氏を変更 山田 ⇒ <u>川村</u>

②氏の変更登記と同時に旧氏併記の申出

川村花子 (山田花子)

→ ③離婚·復氏

「川村」から「山田」に氏の変更登記

登記簿に記録がされている旧氏「山田」を当該氏名変更 登記の直前に称していた旧氏「川村」に変更OK

⑨株式会社の役員等のほか、持分会社の社員、一般社団法人、一般財団法人若 しくはその他の法人の役員等又はLPS若しくはLLPの組合員等について も、同様の取扱いとなる(規88の2・90・92・一般規3等)

# 旧氏併記申出書

申出年月日	
商 号 (名 称)	
本 店 (主たる事務所の所 在地)	
会社代表者等の表示	住所 資格 氏名 即 (注 1) 連絡先 — —
旧氏を記録する者の資格及び氏名	住所 氏名
記録すべき旧氏	□ 初めて旧氏を記録する(注2)
代理人の表示	住所 氏名 連絡先 — —
添 付 書 面	□ 戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書・一部事項証明書 □ 戸籍謄本・抄本 □ その他の公的書面 ( ) □ 委任状
(申出会社等の本店	等所在地を管轄する登記所) (地方)法務局 宛て

- (注1) 申出をする会社等の代表者が登記所に提出している印鑑を押印します。なお、申出が代理人によって行われる場合、申出書への押印に代えて、委任 状に押印します。
- (注2) 当該役員等について初めて旧氏を記録する場合のみ、チェックします。記録する旧氏を変更する場合及び過去旧氏を記録していたがこれを希望しない旨の申出により現在は旧氏を記録していない場合は、チェックしません

## 〈取締役の就任登記に際して旧氏をも記録するよう申出る場合〉

1 登記の事由

取締役の変更

1 登記すべき事項

│ 令和 5 年 7 月 1 日取締役川村花子(山田花子)就任

旧氏の申出は、下記「上記のとおり、登記の申請をします。」の下に記載(注)

1 登録免許税

金3万円

1 添付書面

株主総会議事録	1 通
就任承諾書	
株主総会議事録の記載を援用する	
本人確認証明書	1 通
<u>戸籍謄本</u>	1 通
委任状	1 通

(略)

上記のとおり、登記の申請をします。

#### 〈氏を改めた取締役が旧氏をも記録するよう申出る場合〉

1 登記の事由

取締役の氏変更

1 登記すべき事項

令和5年7月1日取締役山田花子の氏変更 氏名 川村花子(山田花子)

旧氏の申出は、下記「上記のとおり、登記の申請をします。」の下に記載(注)

1 登録免許税

金3万円

1 添付書面

 戸籍謄本
 1 通

 委任状
 1 通

(略)

上記のとおり、<u>登記の申請をします</u>。

(汪

下記の者につき、旧氏を記録するよう<u>申し出ます</u>。 なお、旧氏を証する書面として<u>戸籍謄本</u>を添付します。

記

旧氏をも記録する者の資格及び氏名

資格 取締役

氏名 川村花子

記録すべき旧氏 山田

「申請書」と「申出書」を一体として作成しているということ。